

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日翌日)

◇ 告 示 目 次

- 家畜商講習会の開催
- 土地改良事業計画の適否の決定(四件)
- 基本測量の実施
- 開発行為に関する工事の完了

告 示

鳥取県告示第八百七十号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第七十九号)第百十四条及び第百十七条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十九年度第三次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 募集期間

昭和四十九年十月一日から昭和四十九年十二月三十一日まで

二 試験期日

次に掲げる日以外の日とする。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛冶町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

四 その他

(一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

(二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)

イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

鳥取県告示第八百七十一号

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第三条第二項第一号に規定す

る講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第二百五十二号）第一条の二第一項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催の日時

昭和四十九年十一月十四日 八時三十分から十七時まで

十五日

二 開催の場所

倉吉市巖城 中部総合事務所 第三会議室

三 講習の科目及び時間

家畜の取引に関する法令

四時間

家畜の品種及び特徴

四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病

六時間

四 受講申込方法

次の家畜商講習会受講申込書に講習手数料として五百円に相当する額の鳥取県収入証紙及び写真（出願前六箇月以内に撮影した縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル、無帽、正面、上半身像のもの）をはり付け、昭和四十九年十一月二日までに、所轄地方農林振興局の長を経由して知事に提出すること。

家畜商講習会受講申込書

収入証紙
はり付け欄

写真
はり付け欄

鳥取県知事 平林鴻三殿

家畜商法第3条第2項第1号の規定により開催される家畜商講習会を受講したいので、申し込みます。

昭和 年 月 日

住所

郵便番号 □□□□-□□

氏名

㊟

鳥取県告示第八百七十二号

昭和四十九年九月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（津ノ井地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十二日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十三号

昭和四十九年九月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（口細見地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十二日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十四号

昭和四十九年九月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（高殿地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

- 二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十二日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十五号

昭和四十九年九月十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（小沢見地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年十月十二日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十六号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があ

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】

つたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

昭和四十九年十月二十日から昭和五十年三月二十日まで

三 作業地域

会見町、西伯町、溝口町、江府町、日野町及び日南町

鳥取県告示第八百七十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第九号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年十月十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年四月十一日 鳥取県指令受都計第八十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市桜谷及び杉崎

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三番地

株式会社 不動産企業

代表取締役 田中宣二